

第6回川崎市債投資家懇談会議事要旨

日時：平成20年11月25日（火）午後4時～6時

場所：日興アイ・アール株式会社 大会議室

1 開会

川崎市から、「御多忙の折、早速議事に入りたい」旨の挨拶があった。

2 議事

（１）川崎市の財政状況について～平成20年度合同IR資料から～

川崎市から、川崎市の財政状況等について、10月30日に開催された第7回市場公募
地方債発行団体合同IR説明会におけるプレゼンテーション資料（資料１（１））及び
財政関連データ（資料１（２））に基づいて説明を行った後、メンバー間で自由な意
見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：土地開発公社経営健全化計画のなかで、水江町地内公共用地の処理について、具体的スキーム等、御教示いただきたい。
- ・ A：水江町土地は日立造船が撤退した跡地を川崎市土地開発公社が取得したが、当初予定していた利用が進まず、長く塩漬けとなっていた土地である。現在簿価ベースで約236億円であることから、この土地の解消が土地開発公社経営健全化にとって不可欠となっている。そして、この解消のため川崎市が、土地開発公社から土地を取得した上で20年の定期借地で川崎市に進出する企業に貸出すこととし、先般、公募により、エリーパワーと第一高周波の2社への貸付が決まったところである。

川崎市としては、当該土地を土地開発公社から買戻す財源の一部として約160億円の起債をし、定期借地料でその利払いを行っていくというスキームとしている。

なお、土地そのものは、20年の定期借地の満了後、更地で市に返還してもらうことが原則で、元金償還まで借り手企業に負担してもらうものではない。

- ・ Q：その他の出資法人について、問題のあるところはないか？
- ・ A：かわさきエフエム（かわさき市民放送株式会社）が唯一の赤字法人となっているが、当期末処分損失は8百万円である。
- ・ Q：元気都市かわさきとのことだが、足もとの経済情勢等に鑑み、税収の見通しあるいは一般的な景況感等について、どのように見ているか御教示いただきたい。
- ・ A：平成20年度については、法人市民税収291億円の予算達成は相当厳しいと見ているが、税収全体としては個人市民税及び固定資産税は堅調であり、総額2,888億円は確保できる見込みである。

平成21年度以降については、企業業績の悪化、それに伴う給与所得の落込み、自営

業者も厳しいといったことなど、楽観できる状況ではないが、財政フレームにおける
税収見込みは、厳しく見積もっていること、また、政令指定都市においては、都道府
県とは異なり、固定資産税や個人市民税など、あまり大きくは景気動向に左右されに
くい構造となっていることから、概ね確保できる見込みである。

- ・ Q：財政フレーム策定のベースについて、御教示いただきたい。
- ・ A：市税収入については、平成20年度予算2,888億円をベースとしている。
このうち、市民税については、内閣府の当時の経済成長率を勘案し、固定資産税につい
ては、3年に一度の評価替えということで算出している。

平成20年度の2,888億円については、予算割れとならないよう厳しく見積もったとい
うことである。

- ・ Q：人件費についてはどうか？
- ・ A：人件費の見込みについて、退職者動向に合わせた不補充により平成20年度から3年
間で職員数を1,000人削減することとしており、これを勘案した給与と退職手当を加算
して算出している。本市は昭和47年に政令指定都市となった際に職員の大量採用を行っ
ており、この団塊の世代がこれからちょうど退職を迎えることとなる。また、職員の平
均年齢が低下することに伴い、給与支払総額も減少する。

なお、定期昇給は2%で、物価上昇率を勘案して調整した。したがって、景気が後退
して市税収入が落ち込むような環境となれば、人件費の伸びもそれなりに抑制されるこ
とが想定される。

- ・ Q：歳出面で義務的経費比率が高いように見受けられるが、今後の扶助費の推移など、
内訳について御教示いただきたい。
- ・ A：扶助費については、現行制度のもとでの推計であり、財政フレームにおいては、社
会保障制度の見直し等を織込んではいない。高齢者の増加、生活保護の伸びといったト
レンドを踏まえると、扶助費は年々増加傾向を辿ると想定せざるを得ない。

人件費については20.9%で政令指定都市中もっとも高いが、現時点では退職者が多
いということも影響している。人件費削減については分母に左右される構成比自体を
低下させるといったことではなく、職員の実人数の削減という取組を継続していくこ
ととしている。

公債費については、建設事業の規模の影響が大きいことから今後の物価動向を勘案
し、年2.5%増を見込んでいる。

- ・ Q：川崎市は、立地環境に恵まれている一方で、義務的経費比率など指標面で見劣りす
る部分もあるように思われるが、こうしたギャップは、過去の施策の影響であって、今
後解消されていくと考えて良いか？
- ・ A：まず公債費については平成11年度以降減債基金への積立を一部停止していたことも
あり、これが実質公債費比率に悪影響を及ぼしている。平成18年度以降は過去の積立不
足の解消も含めて着実に積立で、改善を図ることとしていく。また、扶助費については

過去に手厚いサービスを展開していたが、平成14年からの行財政改革において、不要不急の市民サービスの見直しを現在も進めているところである。しかしながら、これからの少子高齢化対策についても、国と同じような施策を実施できるものか、よく検討していかなくてはならないと考えている。

- ・ Q：公債費について、財政フレームの数値と将来推計の数値に違いがあるが、その要因について御教示いただきたい。また、財政フレームを見ると、公債費が毎年50億円程度増減しており、平準化が図られていないように見受けられるが、この点どのように考えておられるかお聞かせいただきたい。
- ・ A：公債費等に関する将来推計では、純粋な公債費に、減債基金からの一般会計の借入の償還が勘案されたものとなっているためである。
- ・ A：確かに平準化されているのが良いと思う。公会計においては減債基金の取崩しが歳入予算に計上され、公債費として支出される処理があり、こうした会計処理上の都合が毎年の公債費を増減させる大きな要因となっている。したがって本市においては公債費に占める一般財源負担ベースには大きな増減はないものと考えている。また、歳出予算の公債費と公債費に占める一般財源負担の関係では市営住宅の償還に家賃収入を充当するといったように、本質的な負担をわかりにくくしてしまう要因もある。

なお、座長より、公会計の場合、見やすさ・わかりやすさと現実との間にギャップが生じてしまうのは、ある程度やむを得ないが、このギャップを埋めるような資料があるとなお、良いのではないかとコメントがあった。

（２）平成19年度川崎市決算のポイント

川崎市から、川崎市の平成19年度決算の概要について説明（資料2）を行った後、メンバー間で自由な意見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：固定資産税について、小規模住宅用地の増加により税収減となる理由を御教示いただきたい。
- ・ A：固定資産税評価額は住宅用で軽減されることから、工場の跡地などが宅地として開発されると、固定資産税の単価が減少してしまう。
- ・ Q：では、地価下落が税収減の要因ではないということでしょうか。
- ・ A：平成19年度については、地価下落の影響はない。固定資産税評価額の次の評価替えは平成21年であり、平成21年度からは、そうした影響が反映されることとなる。
- ・ Q：財政調整基金には積立ルールがあるか？
- ・ A：国の指導により、剰余金（実質収支額）の1/2以上を積立てることとされている。

- ・ Q：それにしても残高が増加していないようだが、その理由を御教示いただきたい。
- ・ A：平成14年度の財政危機宣言以降、何よりもまず財政の健全化に懸命に取り組んでいかなければならない状況であったことによる。
- ・ Q：公営企業会計で、病院事業会計の赤字が大きく、総務省からもガイドラインが出されていると思うが、今後の方向性等について御教示いただきたい。
- ・ A：病院事業会計の健全化に向けては、年度内にとりまとめることとしている。当該計画は井田病院の改築整備事業や公立病院の役割なども勘案しながら健全化が図られるよう策定しているところである。
- ・ Q：減債基金の積立不足をカバーしていく具体的方策について御教示いただきたい。
- ・ A：減債基金の積立ルールは、平成17年度までは、3年据置き4年目以降6%ずつであり、平成18年度からは、毎年1/30ずつ均等に、となっている。川崎市では、新発債についてはルールどおりの積立を行っていくが、既発債については借換のタイミングからルールどおりの積立を行うこととしている。これは川崎市独自のルールであり、借換のタイミングが来るまで積立不足が完全に解消することにはならないが、平成18年度までの積立不足額566億円を解消していくのに最も効率的なものであると考えている。ちなみに、他団体においても、過去の積立不足への対応については、それぞれ独自にルール化しているようである。

（３）健全化判断比率について

川崎市から、健全化指標の状況等について説明を行った後、メンバー間で自由な意見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：平成20年度の公債費が1,052億円と19年度の739億円から急増しているが、その要因及び実質公債費比率への影響度合い等について御教示いただきたい。
- ・ A：御質問の数値は普通会計ベースの公債費であるが、この増加の主な要因は先ほど御紹介した水江町土地の買戻しに伴う236億円の公債費である。具体的には、平成16年度に川崎市が転貸債を起債し、それを財源に土地開発公社に236億円の無利子融資を行った。この当該無利子融資の返済を本年度に受けることになるが、その財源であった転貸債は5年もので平成21年度の償還であるため、減債基金に積立てる目的で公債費が発生している。

つまり、平成20年度の公債費のうち236億円は、土地公社からの弁済金が充当され市の一般財源負担がないことから実質公債費比率への影響はない。

（４）平成21年度川崎市債発行計画素案について

川崎市から、来年度の市債発行計画の大枠について、市場公募債の発行額は概ね本年度と同程度の見込みである、年限構成は中期・長期・超長期を各1/3程度を基本とする、起債時期はできるだけ年間平準化を図る、また、起債総額の調整

弁として銀行等引受債を出納整理期間中心に発行する、といった説明を行った後、メンバー間で自由な意見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：この下期は、10月に起債がなく、11月に入って一斉に起債されるということで、起債の集中度合いが顕著となり難しい面があった。

起債時期はなるべく分散化させていただいた方が投資しやすいこともあるので、配慮願いたい。

- ・ A：本年度の起債市場環境は、リーマンの破綻等、特殊要因が大きく影響した異常な状況であったと考えている。

30年債については新発債として発行しなければならないため、起債の同意等を経るための事務手続き上、下期の起債となってしまう。30年未満のもので借換債であれば、あらためて同意を得る必要はないので、上期中の発行も可能であり、こうしたことを勘案し計画を立案している。

- ・ Q：このところの超長期債の起債運営を見ていると、発行額100億円でマーケットに打診をして、需要に応じて増額していくスタイルがほとんどであるが、川崎市ではそうした運用は行わないのか？

- ・ A：本市では、増額発行とかフレキシブル枠といったものは採用したことがなく、年度当初の計画どおりに、粛々と進めていくというスタンスを堅持している。

3 閉会

本年度最後の投資家懇談会ということで、川崎市から、以下、挨拶があった。

- ・ 市債や市財政について説明する際、何かと言葉足らずになっていることが多いのではないかと感じており、こうした機会に投資家の皆さまとじっくりお話しできることは、極めて有意義である。
- ・ 本市としては、投資家の皆さまの様々なニーズをお聞きして、より良い市債のマーケットを築いてまいりたく、今後とも御指導・御協力をいただきたい。

以上